最終更新日：2015年12月17日
株式会社 光陽社
代表取締役社長 犬養 岬太
問合せ先：03-3266-6600
証券コード：7946
http://www.koyosha-inc.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、株主、顧客、従業員をはじめとする様々なステークホルダー（利害関係者）の価値の総体である企業価値の最大化を図るために、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化が重要であると認識し、次の3つを基本方針として、その実現を目指します。
(a)公正・遵法経営の執行
(b)透明性・健全性および説明責任の確保
(c)迅速・果断な意思決定
また、社会環境・法制度等の変化に応じて、当社にふさわしい仕組みを随時検討し、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に向け、必要な見直しを行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-2 招集通知の早期発送、電子開示】
当社は、招集通知書を発送すると同時に自社ウェブサイトに、その記載内容を公開しております。今後は、株主が総会議案を十分検討できる期間を確保して頂けるよう、招集通知書発送前に自社ウェブサイトおよびTDnet（東証）に公開できるよう検討してまいります。また、招集通知書の発送の早期化に努めてまいります。

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使の環境づくり、招集通知の英訳】
当社の株主構成（全株主に対する海外投資家の所有比率は1％未満）等を勘案し、現時点においては招集通知書の英訳を行っておりませんが、今後海外投資家の株主数もしくは株式数のいずれかの株式保有比率が相当な程度となった場合は、招集通知書の英訳を行うこととします。議決権行使方法の電子化については、今後、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則1-2-5 信託銀行名義で株式保有する機関投資家の株主総会における議決権行使】
当社は、基準日時点において株主名簿に登録されている議決権を有する株主を議決権の行使が可能な株主としておりますので、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行なうことをあらかじめ希望する場合においては、これを認めておりません。今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の議決権の行使等に関して必要に応じて信託銀行等と協議し検討してまいります。

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】
資本政策の基本方針は定めておりませんが、累損を解消するため、売上高経常利益率5％を標榜し各期の利益の確保・拡大を目指しております。また、今後資本政策について諸施策を検討してまいります。

【原則2-4 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】
当社は、社員数172名のコンパクトな会社です。また、女性の比率は14.0%と、低い状況です。そのため、企業の持続的な成長を確保するうえでは、社員全員の活性化が非常に重要だと認識しております。従って、当社では、女性へのポジティブアクションを意識しながらも、社員全員の適材適所の実現を目指しております。

【補充原則2-5-1 経営陣から独立した内部通報窓口の設置】
当社では、内部通報の専門窓口（専用電話および専用アドレス）を設け、更に社内規程により通報者が不利益を被ることが無いように担保し、内部通報に係る適切な体制を整備しています。通報内容・調査結果および対応内容については、通報者に不利益が生じないように配慮したうえで、適宜取締役会に報告を行っております。また、内部通報の窓口は管理部門を担当する取締役が担っておりますが、経営陣から独立したものとして、更に外部窓口も設けることといたします。

【補充原則3-2-1 監査役会の対応（外部会計監査人への評価・確認）】
監査役会において、外部会計監査人より監査実施状況や監査結果等の報告を必ず求め、その報告を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っております。外部会計監査人候補の評価に関する具体的な基準は策定しておりませんが、今後必要に応じて、監査役会にて協議・決定してまいります。

【補充原則4-1-2 中期経営計画の実現努力、未達の場合の分析】
当社の経営理念および中期経営計画は開示しておりませんが、平成28年度を初年度とした中期経営計画を開示してまいります。また、開示された中期経営計画については、その進捗およびローリングの状況を適時開示してまいります。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者の後継者計画に対する監督】
当社は、最高経営責任者等の後継者の計画（プランニング）を策定しておりませんが、今後必要に応じて検討課題としてまいります。

【補充原則4-2-1 経営陣の報酬（中長期業績連動報酬の割合、現金報酬・自社株報酬との割合）】
当社は、取締役の報酬について、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、経営状況等を鑑み、取締役会の決議により決定しております。報酬内容は固定報酬でありますが、業績連動や自社株報酬等、健全なインセンティブが機能する仕組みについて、今後検討してまいります。

【補充原則4-3-1 経営陣幹部の選任・解任に関する透明性の高い手続きによる適切な実行】
取締役候補の指名については、総合的な判断により、株主総会に付議する議案として取締役会で決議しております。社外取締役については、会社法および東京証券取引所の定める独立性の要件に照らし、十分な独立性を有しているかを確認しております。候補者指名に関する具体的な手続については、今後決定してまいります。

【補充原則4-10-1 独立社外取締役による指名・報酬委員会の検討】
当社の社外取締役は1名ですが、取締役の指名・報酬等の重要事項については、取締役会等において社外取締役からの問題指摘・助言を得ております。今後、社外取締役が複数となった場合に、諮問委員会等の設置の必要性について検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性分析・評価の実施】
取締役会の実効性の分析・評価およびその開示については、今後の検討事項といたします。

【補充原則5-1-2 株主との建設的な対話に関する方針に記載すべき事項】
原則 5-1 に記載のとおり、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を策定する際に、その記載内容について検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】
原則3-1（1）に記載のとおり、当社の経営理念および中期経営計画は開示しておりませんが、平成28年度を初年度とした中期経営計画を開示してまいります。併せて、収益計画や資本政策の基本的な方針等についても開示してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】
現在保有している有価証券は、取得時は政策保有目的でありましたが、現在はその位置づけではなく、いわゆる政策保有株式ではありません。今後、資産価値および資産の流動性の観点から、売却メリット等を考慮した処分計画を検討してまいります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】
当社は、社外役員の自己取引については、該当する役員を特別利害関係人として当該決議から外したうえで、取締役会で審議・決議しております。今後は、当社と主要株主との取引の内容についても、同様の取扱いを行うこととします。また、取締役会での承認は期初に行い、期中での取引の管理につきましては、組織長権限として取締役会から権限移譲された取締役等が、取引に係る日常の管理を行い、半期毎に、取締役会において実績報告を行うこととします。

【原則3-1 情報開示の充実】
(1)経営理念・経営戦略・経営計画
当社の経営理念および中期経営計画は、開示しておりませんが、平成28年度を初年度とした中期経営計画を開示してまいります。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的考え方・方針
当社は、株主、顧客、従業員をはじめとする様々なステークホルダー(利害関係者)の価値の総体である企業価値の最大化を図るために、コーポレート・ガバナンス(企業統治)の強化が重要であると認識し、次の3つを基本方針として、その実現を目指します。
(a)公正・遵法経営の執行　(b)透明性・健全性および説明責任の確保　(c)迅速・果断な意思決定
また、社会環境・法制度等の変化に応じて、当社にふさわしい仕組みを随時検討し、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に向け、必要な見直しを行います。

(3)取締役の報酬の決定方針・手続
株主総会の決議による取締役および監査役それぞれの報酬総額の限度内で、経営状況等を鑑み、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会での協議により決定しております。なお、報酬に関する具体的な手続については今後決定してまいります。

(4)取締役・監査役候補の指名の方針・手続
取締役および監査役の候補の指名については、総合的な判断により、株主総会に付議する議案として取締役会で決議しております。なお、監査役につきましては、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決議しております。また、社外取締役および社外監査役については、会社法および東京証券取引所の定める独立性の要件に照らし、十分な独立性を有しているかを確認しております。候補者指名に関する具体的な手続については、今後決定してまいります。

(5)取締役・監査役候補の指名理由
当社は、社外取締役および社外監査役の候補者については、候補者とする理由を株主総会招集通知参考書類に記載しておりますが、平成28年度からは社内取締役および社内監査役の候補者につきましても、候補者とする理由の記載を予定しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の判断・決定、経営陣に対する委任の範囲】
当社は、取締役会規程を定め、取締役会での決議事項を明確にしております。また、職務権限規程により、取締役には組織長として判断すべき事項については権限を委譲し、組織としての意思決定の迅速化ならびに業務運営の効率化を図っております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】
当社の社外取締役は1名ですが、当社と同じ事業領域の中で会社代表を兼任しており、その経験・知見をベースとした問題指摘・意見具申は、社外取締役としての責務を十分果たしております。また、社外取締役1名および社外監査役2名の全員3名を独立役員として東京証券取引所に登録しており、監査役を含む役員9名のうち、独立役員が3分の1を占めております。以上の状況から、当社の事業規模を考えた場合、社外取締役は1名ではありますが、会社経営の監視および監督に十分な実効性を確保できていると認識しております。将来の事業規模拡大に応じて、増員についての必要性は検討してまいります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法および東京証券取引所が定める社外取締役の独立基準に加え、当社の経営に対して専門的で建設的な助言および監督ができる人物を、社外取締役候補者として選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス等に関する考え方】
現在の取締役会は、事業拡大における意思決定の一層の迅速化を図ることを狙いとして、主要な組織機能責任者への権限移譲ができる布陣にしております。取締役会の全体としての考え方については、当社のような規模では、経営環境に対応して臨機応変に対応せざるを得ないものと捉えております。従って、今後は、毎年の取締役選任議案を株主総会に付議する際に、株主総会招集通知参考書類に、その考え方を付記し開示してまいります。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の役員兼任状況】
取締役および監査役の他の会社との兼任状況については、株主総会招集通知書記載の事業報告および有価証券報告書にて開示しております。上場会社との兼任については、社外監査役高島志郎氏の2社のみとなっております。また、他の会社を兼任している社外取締役宮崎安弘氏は、取締役会への出席率が100%であり、社外監査役高島志郎氏および中谷秀孝氏も、取締役会ならびに監査役会への出席率がともに100%であります。以上のことから、当社における取締役・監査役の他の会社の役員を兼任する数は合理的な範囲内であると考えております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング方針】
当社は、取締役に関わらず、全社員に自己啓発・自己研鑽を奨励しております。従って、取締役・監査役に対してのトレーニングについても自己啓発・自己研鑽を基本といたします。また、今後外部を活用した研修も検討してまいります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主構成が、平成27年3月31日現在で、大株主10名で所有株式数比率が65.58%となっており、一部の大株主に集中しております。従って、株主を一堂に会しての決算説明会等は行わず、必要に応じて個別に対応することとしております。個々の株主からの電話等でのご質問・ご意見に対しても、その都度丁寧に対応しております。また、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みについては、今後の検討事項といたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社帆風	5,070	37.86
鈴木隆一	888	6.63
株式会社片山	614	4.58
新日本カレンダー株式会社	500	3.73
片山英彦	469	3.50
株式会社SCREENホールディングス	408	3.05
日本証券金融株式会社	289	2.16
楽天証券株式会社	213	1.59
株式会社石川商会	175	1.31
光陽社役員持株会	157	1.17

支配株主(親会社を除く)の有無	株式会社帆風
親会社の有無	なし

補足説明

当社の経営上の重要事項につきましては、当社独自の経営判断に基づき業務執行を図っており、当社が株式会社帆風から制約を受けることはなく、支配株主等から一定の独立性が確保されているものと認識しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社と株式会社帆風は相互の事業を補完する関係にありますが、その取引条件の決定については、他の取引先との取引における契約条件および市場価格を参考にしたうえで、合理的に行っております。これらのことから、少数株主の利益を害することはないものと認識しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮崎安弘	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、eおよびfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮崎安弘	○	新日本カレンダー株式会社 代表取締役社長であります。 独立役員に指定しております。	宮崎安弘氏は、長年にわたるカレンダー事業に携わった経験による印刷関連の豊富な知識を持ち、新日本カレンダー株式会社の代表取締役社長としての実績と優れた見識を有しております。 また、新日本カレンダー株式会社と当社との間には取引がありますが、同社及び当社それぞれの平成26年度において、年間売上高の2%未満であります。同社は当社の株主ではあり、平成27年3月31日現在その持株比率は、3.73%であります。これらのことから、同氏は、十分独立性を有していると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役会の場で、会計監査人より監査計画の説明を受け意見交換を行うとともに、四半期毎および期末時には監査実施状況・監査結果の報告を必ず求めております。また、会計監査人の往査への立会実施、および監査に係る重要情報の提供や意見交換等を適宜実施しております。
内部監査部門より、内部監査方針および内部監査計画について説明を受け、監査実施内容等について意見交換を行うとともに、必要に応じて双方の情報交換を行い内部監査活動のレベルアップを図っております。

社外監査役の選任状況	選任している

社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高島志郎	弁護士													
中谷秀孝	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高島志郎	○	独立役員に指定しております。	高島志郎氏と当社の間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反が生じることなく、弁護士として法的な専門知識と経験を有し、業務遂行に適任であると判断したことによります。 同氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属しております。また、太洋株式会社、株式会社コンテック、株式会社トーア紡コーポレーションおよび日本包装運輸株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と当該兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。
中谷秀孝	○	独立役員に指定しております。	中谷秀孝氏と当社の間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反が生じることなく、公認会計士として企業会計に関する高い知見を有し、業務遂行に適任であると判断したことによります。 同氏は、中谷公認会計士事務所の代表を兼務しております。当社と同事務所には取引その他の関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

社外取締役1名、社外監査役2名すべて独立役員の要件を満たしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状、取締役へのインセンティブ付与に関する施策を実施しておりませんが、今後、導入について検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第67期事業年度の社内取締役に対する報酬は、兼務役員の従業員部分を除き17,904千円（支給人員2名）であり、全額基本報酬であります。従

業員部分は、6,096千円（支給人員１名）であります。当社の社外取締役に対する報酬は、900千円（支給人員１名）であります。
社内監査役に対する報酬は、6,600千円（支給人員１名）であり、当社の社外監査役に対する報酬は4,800千円（支給人員2名）であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

社外取締役および社外監査役と社内との連絡・調整を行う者を選任しておりませんが、取締役会事務局を担当する者が必要な情報を適確に提供している。特に重要な情報については、取締役会事務局を管掌する取締役から、直接社外取締役および監査役会に情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

(a)取締役会体制
当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役１名）および監査役3名（うち社外監査役２名）で、構成されております。業務執行に関する経営上の重要事項の意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督し、意思決定の公正性及び遵法性の確保に努めております。
社外取締役は、当社と同じ事業領域の中で会社代表を兼任しており、その経験・知見をベースとした問題指摘・意見具申を行っております。
また、定時取締役会を原則として毎月１回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しております。実施状況は、平成26年3月期１８回、平成27年3月期１７回となっております。
なお、社外取締役１名および社外監査役２名とは会社法第427条第1項並びに当社定款第27条第2項および34条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める取締役および監査役の最低責任限度額としております。

(b)監査役会・監査役
当社は会社法等に基づく監査役会設置会社となっております。監査役会は監査役3名（うち社外監査役２名）で構成され、取締役会の監視および取締役職務の執行の監査を行うことにより、経営の透明性および健全性の確保に努めております。
社外監査役は、弁護士及び公認会計士であり、それぞれの経験と実績を活かした経営の監視・監査を実施しております。
また、監査役会は原則として月１回開催しており、実施状況は、平成26年3月期９回、平成27年3月期７回となっております。常勤監査役におきましては、取締役会等の重要な会議への出席や各部署へのヒアリング等の実効性のあるモニタリングを実施しているほか、日々の監査業務のなかで意見を具申しており、会計監査人、内部監査室との意見交換を通じて有効かつ効率的な監査業務を遂行しております。

(c)経営会議
経営会議は、取締役5名で構成されており、原則毎月２回開催しております。経営会議においては、重要な情報の収集・分析および各事業部門において抱えている課題の共有化を図り、迅速な事業運営を実施しております。

(d)内部監査室
内部監査室は、監査役や会計監査法人と連携を取りながら、年度内部監査計画により各事業部門へのヒアリング・実地調査を行い、内部統制、コンプライアンス等の実効性の向上に努めております。

(e)監査法人等
当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しております。
業務を執行した公認会計士の氏名は、
指定有限責任社員・業務執行社員　森内茂之
指定有限責任社員・業務執行社員　野村利宏
監査業務に係る補佐者　公認会計士４名　その他１名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、効率性・迅速性を目指した経営執行体制と独立役員３名（社外取締役１名、社外監査役２名）を要した監視・監督体制により、公正・遵法経営の執行および透明性・健全性の確保が行えると判断して、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて情報公開しております。 決算情報、決算情報以外の適時開示資料	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署名 業務本部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	・環境への取組については、平成20年度に環境に配慮した製品づくりの認定制度であるグリーンプリンティング工場の初回認定を受け、平成25年度には日本印刷産業連合会が主催する第12回印刷産業環境優良工場表彰「会長賞」を受賞するなど、着実に推進してまいりました。さらに、平成27年度から稼働した新工場（飯能プリンティングセンター）では、印刷業界でトップクラスの環境対応に配慮した製造工程にて、高品質な製品を常に安定して製造することを実現しました。 ・昨年度から「2014年度環境報告書」を作成しました。今後年次報告書の作成を通じて、循環型社会形成に向けた環境対応への取り組みを強化・継続していきます。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1).取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役会、経営会議の議事録・稟議書・契約書等の作成、整理・保存・管理を定めた「文書管理規程」に基づき各文書を管理する。

(2)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、経営に重大な影響を与えるリスクを発見した場合に備え、総合的認識及び評価するため、リスク管理規程を設け、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理システムを整備する。

(3)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、方針管理により期首に全社方針を定め、それを受けて全部門の方針を定め重点施策を設定し、全社員に確実に伝達し、理解させる。期中においては、重点施策の社長説明・本部長説明を行い、全部門がその実施状況を点検し、問題があるときは取締役会、経営会議で本部長が報告し、問題のあるプロセスを具体的に明示し是正するための対策を組織的に実行する。四半期ごとにPDCAサイクルを行い、その成果を次四半期の方針に反映させる。

(4)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、社員等が法令・社是・社内規則及び社会通念等を遵守した行動をとるための規則として、法令遵守行動基準を定め、整備していく。また、社長直轄の内部監査室によりコンプライアンスをはじめとする内部統制体制のモニタリング体制を確保、その結果を取締役に報告することにより内部統制推進の円滑化を図る。

(5)当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、グループ各社の経営管理及び内部統制に関する担当部門を設置し、グループ各社の事業を所管する事業部門と連携し、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施し、必要に応じて関係会社管理規程に基づきグループ各社への指導・支援を行う。

(6)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役は、会社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。また、監査役は取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または、使用人にその説明を求める。

(7)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は監査役会の事務局を業務本部とし、その補助業務を行う。必要に応じて監査役の業務補助のため監査役スタッフとして使用人を置くこととする。また、その人事及び処遇については、取締役と監査役が話し合うものとする。

(8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人から、会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図り、必要に応じて内部監査室との連携も図っていく。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力及び団体に毅然と対応し、関係機関等と緊密な連携をとり、反社会的行為にかかわらないよう、社会的常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努める。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

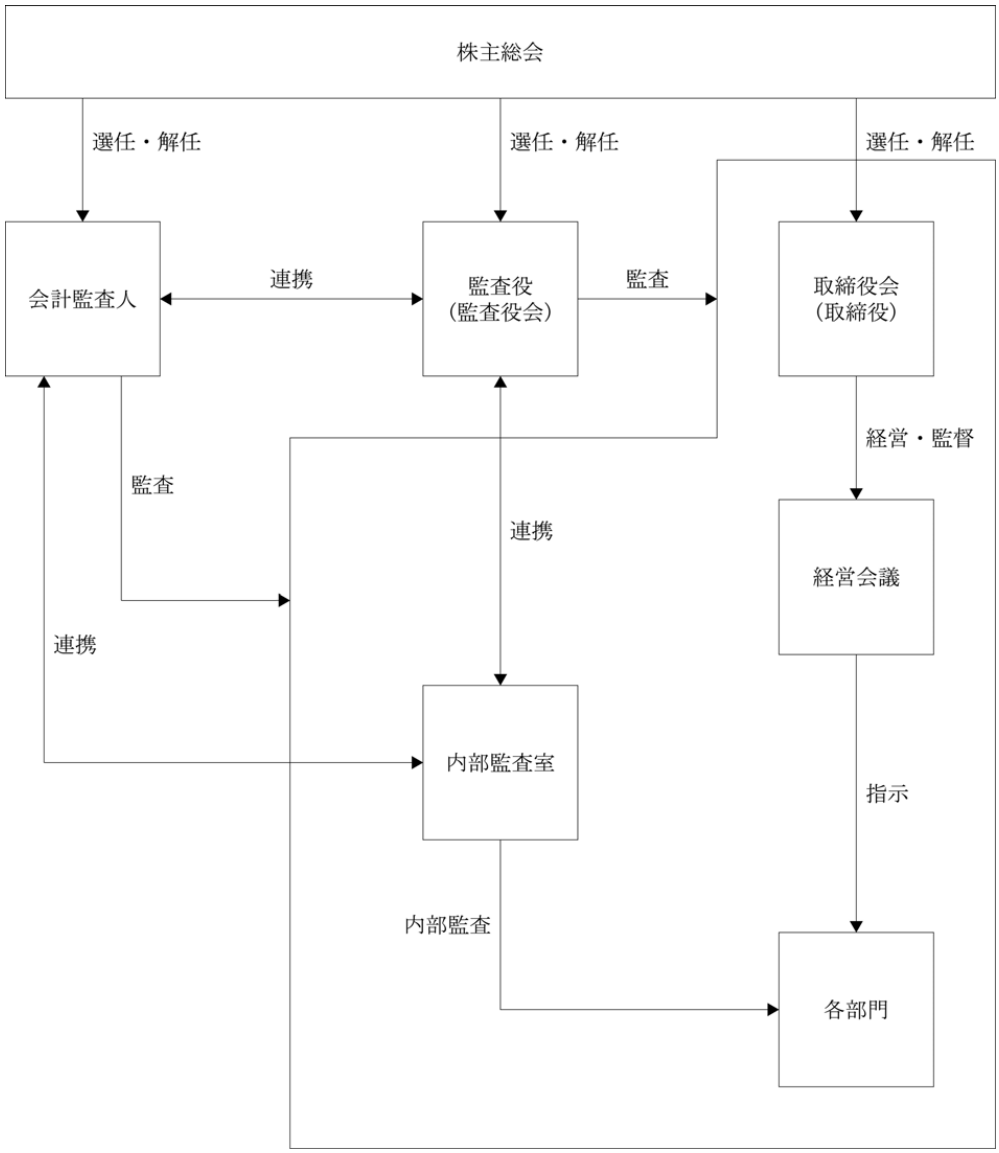
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――


株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
会計監査人
連携
監査役
(監査役会)
監査
取締役会
(取締役)
経営・監督
監査
連携
経営会議
連携
内部監査室
指示
内部監査
各部門

適時開示体制の概要（模式図）

